

農地法第3条に係る許可事務等について(お知らせ)

農地法第3条の申請に関する手続きなどについて、次によりお知らせいたします。

○農地法第3条許可の申請について

「農地の売買・贈与・賃借等の許可（申請から許可までの流れ）」、「申請書記入マニュアル」、

「必要書類一覧」、「必要書類チェックリスト」を事務局に備え付けています。

○標準処理期間

申請書の受付から許可書交付までに要する標準処理期間は30日以内と定めています。

○農地の権利取得時の下限面積（別段面積）

せたな町農業委員会では、町内の下限面積を次のように定めています。

| 地 域 | 下 限 面 積 |
|-------|---------|
| 北檜山区 | 2 ha |
| 瀬 棚 区 | 2 ha |
| 大 成 区 | 30a |

〔下限面積設定理由〕

北檜山区・瀬棚区については、農地法施行規則第20条第1項及び第2項と照らし合わせると、実態に適さない下限面積となるため、農地法第3条第2項第5号の規定による面積としています。

大成区については、農地法施行規則第20条第1項第3号の規定による農地を耕作の事業に供している者の総数の概ね100分の40を下らないように算定されるものであることとされていることから、上記の下限面積としています。